

## 平成30年大阪府北部地震による義援金の募集について

平成30年6月18日に発生した地震により、大阪府では住宅被害等大きな被害が発生し、12市1町（大阪市、豊中市、吹田市、高槻市、守口市、枚方市、茨木市、寝屋川市、箕面市、摂津市、四條畷市、交野市、三島郡島本町）に災害救助法が適用されました。

この災害で被災されたかたへの支援のため、妙高市共同募金委員会では、下記のとおり義援金を受付しています。皆さんの温かいご支援をよろしくお願いいたします。

なお、お寄せいただいた義援金は配分委員会を通じて、被災者に配分されます。

### 記

#### 1. 義援金の受付

大阪府共同募金会による義援金募集

①義援金の名称「平成30年大阪府北部地震義援金」

②受付期間 平成30年9月28日（金）まで

#### 2. 受付場所

- ・いきいきプラザ 1階 入口受付、3階 社会福祉協議会窓口
- ・妙高保健センター 1階 社会福祉協議会妙高支所
- ・妙高原支所 1階 社会福祉協議会妙高原支所

※領収書が必要な場合は、窓口でその旨をお伝えください。領収書を発行します。

#### 3. 問い合わせ

妙高市共同募金委員会(妙高市社会福祉協議会)

妙高市中町4番16号 いきいきプラザ3階

電話 0255-72-7660